

富士吉田市いじめ防止基本方針

富士吉田市教育委員会

目次

はじめに	1
第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
3 富士吉田市いじめ防止基本方針策定の目的	3
4 いじめの防止に向けた方針	3
（1）いじめの早期発見	3
（2）いじめへの対処	4
（3）地域や家庭との連携について	4
（4）関係機関との連携について	4
（5）保護者の役割について	4
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1 いじめの防止等のために市が実施すべき施策	5
（1）富士吉田市いじめ問題対策連絡協議会の設置	5
（2）富士吉田市立小中学校いじめ問題専門委員会の設置	5
（3）いじめの防止・早期発見のための対策	5
（4）いじめの対応に関すること	5
（5）学校評価・学校運営改善への指導・助言	6
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	7
（1）学校いじめ防止基本方針の策定	7
（2）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	7
（3）学校におけるいじめの防止等に関する措置	7
3 重大事態への対処	9
（1）市教育委員会又は学校による調査	9
（2）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	11
第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	12

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。子供たちが誰一人として、いじめを受けることなく、安心して健やかに成長していくことは、社会全体の切なる願いであり、私たち大人の重大な責務であります。

富士吉田市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、これまでも「いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為であるが、いじめはどの子供、どの学校にも起こり得るものである。」という考えのもと、総合教育支援員の配置等による各学校との連携強化、児童生徒及び保護者等との相談体制の充実など、さまざまないじめ防止のための対策に取り組んでおります。

この「富士吉田市いじめの防止基本方針（以下「市基本方針」という。）」は、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等の取組みに加え、いじめ問題への対策を社会全体で進め、学校・家庭・地域・関係機関等の連携を図り、いじめの防止、早期発見、早期対応等をより実効的に進めるために、国と山梨県の基本的な方針を参酌し、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第12条に規定された基本方針の策定、いじめへの組織的な対応、さらには重大事案への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにし、いじめの防止等を総合的かつ効果的に推進するために策定したものであります。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒（以下「被害児童生徒」という。）の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

○具体的ないじめの態様（例）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・集団による仲間はずれや無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめはさまざまな様態があり、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいことを踏まえ、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、被害児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、被害児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市教育委員会、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次のとおり示す。

- ①いじめはどの集団でも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害行為であることを認識する必要がある。
- ②いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③子供の健全育成を図り、いじめのない社会を実現するためには、学校、保護者、地域など市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ④誰もがいじめられている者の心理や立場を認識し、決していじめる側にならず、また、見て見ぬふりをせず、毅然とした姿勢で対処する必要がある。

3 富士吉田市いじめ防止基本方針策定の目的

市基本方針は、上記基本理念のもと、いじめの問題への対策を、市教育委員会、学校、家庭、地域住民及び関係機関等がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめ防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、市全体で子供の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

4 いじめの防止に向けた方針

いじめは、どの集団でも、どの学校にも、どの子供にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

これらに加え、いじめの問題への取り組みの重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取り組みを推進するための普及啓発が必要である。

(1) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、日頃から児童生徒のささいな変化に気付くよう心がけておくことが重要である。いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

さらに、いじめの早期発見のため、学校や市教育委員会では定期的な調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域や

家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(2) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校長は直ちに、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行った児童生徒（以下「加害児童生徒」という。）に対しては事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談を行い、事案に応じ、関係機関との連携を図ることも必要である。

このため、教職員は普段から、いじめを把握した場合の対処について、理解を深めておくことが必要であり、学校長を中心とする組織的な対応を可能とするような体制整備が確立しておく必要がある。

(3) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。いじめを認知したら、関係の児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によっては、PTAや地域の関係機関と協議することも必要である。その場合、解決に向けた取組みとしてのねらいや内容を明確にすることが大切であるとともに、個人情報やプライバシーの問題も含め、慎重に対応することが重要である。

(4) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、学校や市教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携が必要であり、学校は日頃から市教育委員会及び関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておくことが必要である。

(5) 保護者の役割について

保護者は、日頃から家庭の温かな人間関係の中で、自分の子供がいじめを行わないように、規範意識を養うための指導を行わなければならない。また、いじめ防止等について理解を深めるとともに、悩み等を相談できる雰囲気づくりを図ることが大切である。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために市が実施すべき施策

(1) 富士吉田市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市教育委員会は、いじめの防止に関係する機関及び団体との連携を図るため、「富士吉田市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。その構成員は、市教育委員会、学校、教育事務所、PTA、児童相談所、警察等、実情に応じて決定する。

(2) 富士吉田市立小中学校いじめ問題専門委員会の設置

市教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うために市教育委員会の附属機関として「富士吉田市立小中学校いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置することができるものとする。

この専門委員会は、専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とする第三者をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

(3) いじめの防止・早期発見のための対策

- ①いじめの未然防止のため、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえて、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ②いじめの早期発見のため、市内小中学校の児童生徒に対し、Q Uによる検査等の調査の実施を推進するとともに、総合教育支援員やスクールソーシャルワーカー等による学校訪問や教育相談その他必要な措置を講じる。また、いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等の相談窓口について、広く周知する。
- ③教職員において、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実を通して、資質能力の向上を図る。
- ④いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、警察や児童相談所などの関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携強化や、その他必要な体制の整備を行う。
- ⑤インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめ防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して、必要な啓発活動を実施する。

(4) いじめの対応に関すること

①いじめに対する措置

ア 市教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な措置を講ずることを指示し、若しくは必要な支援を行い、

又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

- イ 市教育委員会は、学校からの報告を受けて、加害児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、被害児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

②学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

- ア いじめが起きた場合には、被害児童生徒や知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講ずる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むよう指導・助言する。
- イ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要な事案や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要な事案がある。このような事案においては、学校に対し、被害児童生徒及びその保護者の意向を確認した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることを指導・助言する。

（5）学校評価・学校運営改善への指導・助言

①学校評価・教職員評価の留意点

- ア 市教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、学校に対する必要な指導・助言を行う。
- イ 市教育委員会は、教職員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教職員評価への必要な指導・助言を行う。

②学校運営改善の支援

- ア 市教育委員会は、教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化等の学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善の支援を推進する。
- イ 市教育委員会は、学校評議員制度やコミュニティスクール制度等の活用により、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、学校長の強力なリーダーシップのもと、すべての教職員が一致協力する体制を確立し、市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国、県のそれぞれの基本方針及び市基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組みを行うかについての基本的な方向や、取組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」として定めておくものとする。策定した学校基本方針は、学校のホームページなどで公開する。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組み、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など、いじめ防止等全体に係る内容等を盛り込む。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員等で構成する組織を置くものとする。この場合、日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生徒指導部会」等の既存の組織を活用するものであっても、構わないものとする。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等の参加を求めることも効果的である。

【組織の役割】

- ・学校基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめを察知した場合の迅速な情報共有、関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組みについて、PDCAサイクルで検証を担う役割

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校基本方針には、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」を主な項目として、「学校がいじめ問題にどのように取り組むか」。そのために「教職員は何をするのか」「保護者や地域はどう協力するのか」等を具体的に示す。

①いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う必要がある。

加えて、集団の一員としての自覚や自身を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

②早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが大事である。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

さらに、インターネット上で行われるいじめに対しては、より速やかな早期発見とその状況把握を行い、内容が拡散しないよう早期対応を図る。また、情報モラルの教育を推進し、児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。

③いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応を行う。被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、事情や心情を聴取し、毅然とした態度で再発防止に向け適切に指導する。いずれの児童生徒においても、その状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むことが重要である。

また、この場合、市教育委員会に報告を行い、指示及び助言を受けて適切な対応を行う。

なお、いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や被害児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る必要がある。その際は、被害児童生徒及びその保護者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

3 重大事態への対処

(1) 市教育委員会又は学校による調査

①重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態の例

○いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も市教育委員会又は学校の判断で重大事態と捉える。

○児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

イ 重大事態の報告

○重大事態が発生した場合、学校は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体

○市教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。

○市教育委員会が調査の主体となるのは、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合である。

○学校が調査主体となる場合は、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

エ 調査を行う組織

○学校におけるいじめの防止等のための組織又は市教育委員会が設置した機関において調査を行う。ただし、構成員の中に、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有する者がいた場合、その者を除くこととし、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

○重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実を速やかに調査する。また、市教育委員会と学校自身が、例え不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。市教育委員会と学校は、調査機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に

取り組まなければならない。

○被害児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・被害児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・調査による事実関係の確認とともに、加害児童生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止する。
- ・被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会がより積極的に指導・支援を行い、関係機関ともより適切に連携して対応に当たる。

○被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（被害児童生徒が入院や死亡の場合）

- ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法は、原則として、在籍児童生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

○被害児童生徒が死亡した場合の対応

- ・その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して、主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助を求め、客観的かつ総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

カ その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、市教育委員会の積極的な支援が必要となる。また、重大事態

が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会と学校は、児童生徒、保護者及び教職員への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人へのプライバシーへの配慮に留意する。

②調査結果の提供及び報告

ア 調査結果を適切に提供する責任

市教育委員会又は学校は、被害児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、被害児童生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会から市長に報告する。

上記アの説明の結果を踏まえて、被害児童生徒又はその保護者が希望する場合には、被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

①再調査の実施

ア 調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について再調査を行うことができる。

イ 再調査を実施する機関として「富士吉田市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）」を設置する。

ウ 調査委員会の委員は、学識経験者、弁護士、精神科医又は心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、再調査の対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者による第三者による組織とし、当該調査の公平性・中立性を確保する。

エ 再調査についても、市教育委員会又は学校による調査と同様、再調査の主体は、被害児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

②再調査の結果を踏まえた措置等

市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

市長は、再調査を行ったときはその結果を市議会に報告する。市議会に報告する内容については、個々の事案の内容に応じ個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市教育委員会は、国及び県の動向等を勘案して、市基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。